

労働基準関係法令違反に係る公表事案

鹿児島労働局

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株)誠晃 障害者就労センターみなよし	鹿児島県鹿児島市	R6.11.1	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	約5か月の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R6.11.1送検
(株)吉丸組	鹿児島県鹿児島市	R6.12.6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約25mの塔屋屋上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.12.6送検
(株)岩本建設	鹿児島県鹿児島市	R7.3.24	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R7.3.24送検
公益財団法人沖永良部農業開発組合	鹿児島県大島郡和泊町	R7.8.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械のコンベヤー部分の清掃作業を行わせる際、機械の運転を停止させていなかったもの	R7.8.18送検
個人事業主	鹿児島県肝属郡肝付町	R7.9.18	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトを運転させたもの	R7.9.18送検
株式会社前園建設	鹿児島県南さつま市	R7.11.28	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第654条	元請負人において、下請負人の労働者が通行する際、架設通路の墜落防止措置を講じていなかったもの。	R7.11.28送検
有限会社小磯製茶	鹿児島県南九州市	R7.11.28	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	トラクター・ショベルの運転の業務に就かせるに当たり、その運転業務に関する安全のための特別教育を行わなかったもの。	R7.11.28送検